西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	259
0	医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	260
0	指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	261
0	指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	262
0	施術者の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	263
0	介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	264
0	指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	266
0	指定介護機関からの変更及び休止の届出【保健福祉局地域支援部保護	
	課】	268
	◇ 公 告	
0	物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】	270
0	大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧(2件)【産業経済局 地域産業振興部商業振興課】	271
	—	<i>∠ /</i>

北九州市告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において 、一般の縦覧に供する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6764	楠橋楠 北1号 線	前	北九州市八幡西区大字楠 橋6051番地先から 北九州市八幡西区大字楠 橋4683番まで	45. 8	21.5
		後	北九州市八幡西区大字楠 橋6051番地先から 北九州市八幡西区大字楠 橋6052番地先まで	45. 8	21.5

北九州市告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人田中あきら内科ク	北九州市門司区本町2	平成25年12
リニック	番10号サンリヤン門	月1日
	司港 2 F	
てつおうクリニック	北九州市八幡西区相生	平成25年12
	町9番5号	月 1 日
みさご内科クリニック	北九州市八幡西区陣原	平成25年12
	三丁目23番9号	月1日
小倉めんたるクリニック	北九州市小倉北区魚町	平成25年12
	二丁目4番11号	月1日

2 調剤

名 称	所 在 地	指定年月日
アール薬局	北九州市八幡西区千代	
	ケ崎三丁目13番33	1 日
	号	
大信薬局足立店	北九州市小倉北区足立	平成25年12
	三丁目3番17号	月1日

3 訪問看護

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションプー	北九州市八幡西区光明	平成26年1月
ラビダ折尾	二丁目7番25号	1 日

北九州市告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名称	所 在 地	廃止年月日
田中あきら内科クリニ	北九州市門司区本町2	平成25年11月30
ック	番10号サンリヤン門	日
	司港 2 F	
えがみクリニック	北九州市小倉南区沼緑	平成26年1月14日
	町一丁目20番18号	
てつおうクリニック	北九州市八幡西区相生	平成25年11月30
	町9番5号	日
みさご内科クリニック	北九州市八幡西区陣原	平成25年11月30
	三丁目23番9号	日
小倉めんたるクリニッ	北九州市小倉北区魚町	平成25年11月30
ク	二丁目4番11号	日

2 歯科

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤岡歯科医院	北九州市小倉北区熊谷	平成25年12月31
	四丁目4番13号	日
宮田歯科診療所	北九州市小倉北区黒住	平成25年12月31
	町3番1号	日

北九州市告示第43号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により指定医療機関から変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 名称の変更

診療所

	名 称	所 在 地	変更年月日
変	医療法人大郷内科	北九州市小倉北区真鶴	平成26年1
更	クリニック	一丁目4番12号	月1日
前			
変	医療法人おおごう		
更	会大郷内科クリニ		
後	ック		

2 所在地の変更

(1) 歯科

名 称		所 在 地	変更年月日
こにし歯科医院	変更前	北九州市八幡東区昭和	平成26年
		一丁目2番26号	1月1日
	変更後	北九州市八幡東区石坪	
		町1番9号	
おおなり歯科医院	変更前	北九州市八幡西区萩原	平成26年
		一丁目1番55-20	1月6日
		5 号	
	変更後	北九州市八幡西区萩原	
	,	一丁目2番37号	
石橋歯科医院	変更前	北九州市八幡西区三ケ	平成15年
		森二丁目10番3号	8月18日
	変更後	北九州市八幡西区三ケ	
		森二丁目10番12号	

(2) 訪問看護

名 称	所 在 地		変更年月日
株式会社楽々サービ	変更前	北九州市小倉北区木町	平成25年
ス訪問看護ステーシ		三丁目13番17-1	4月1日
ョン楽々		02号	
-	変更後	北九州市小倉南区志井	
		六丁目2番5号	

北九州市告示第44号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する施術者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

柔道整復師

代表施術者氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松原 節子	梅の花整骨院	北九州市小倉北区下 到津四丁目8番3号	

北九州市告示第45号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号)第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、生 活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事	事業所の名称及び	施設又は事業の種	指定年月日
務所の所在地	所在地	類	
医療法人おおごう	ヘルパーステーシ	訪問介護	平成26年
숲	ョンゆ~じん	介護予防訪問介護	1月1日
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	, .	
清水五丁目11番	清水五丁目11番		
3 5 号	3 5 号		
医療法人おおごう	デイサービスセン	通所介護	平成26年
会	ターゆ~じん	介護予防通所介護	1月1日
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区		
清水五丁目11番	清水五丁目11番	-	
3 5 号	3 5 号		
医療法人心愛	グループホーム秋	認知症対応型共同	平成25年
北九州市小倉北区	桜	生活介護	11月1日
熊谷二丁目1番4	北九州市小倉北区	介護予防認知症対	
号	上富野四丁目3番	応型共同生活介護	
	8 号		
医療法人広正会廣	介護老人保健施設	介護予防通所リハ	平成25年
澤医院	グリーンライフ	ビリテーション	12月18
北九州市若松区童	北九州市若松区童		日
子丸二丁目2番2	子丸二丁目7番7		
3 号	号		
医療法人晃輝会	てつおうクリニッ	居宅療養管理指導	平成25年
北九州市八幡西区	ク	介護予防居宅療養	12月1日
相生町9番5号	北九州市八幡西区	管理指導	
	相生町9番5号		
医療法人あすなろ	医療法人あすなろ	居宅療養管理指導	平成25年
内科クリニック	内科クリニック	介護予防居宅療養	12月20
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	管理指導	目
	下富野五丁目26		
番 2 8 号	番 2 8 号	,	
プーラビダ株式会	訪問看護ステーシ	訪問看護	平成26年
社		介護予防訪問看護	1月1日
北九州市八幡西区	尾		
光明二丁目7番2	北九州市八幡西区		

5号	光明二丁目7番2 5号		:
あい輪苑株式会社	ヘルパーステーシ	訪問介護	平成26年
北九州市八幡東区	ョンあい輪苑	介護予防訪問介護	1月7日
大蔵二丁目17番	北九州市八幡東区		
1 - 7 0 1 号	大蔵二丁目17番		
	1-701号		

北九州市告示第46号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

		10 - 7 11 11 7 10	
名称及び主たる事	事業所の名称及び	施設又は事業の種	廃止年月日
務所の所在地	所在地	類	
藤岡歯科医院	藤岡歯科医院	訪問看護	平成25年
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	訪問リハビリテー	12月31
熊谷四丁目4番1	熊谷四丁目4番1	ション	日
3 号	3 号	居宅療養管理指導	
		介護予防居宅療養	
		管理指導	
		介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハ	-,
		ビリテーション	
宮田歯科診療所	宮田歯科診療所	訪問看護	平成25年
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	訪問リハビリテー	12月31
黒住町3番1号	黒住町3番1号	ション	1 2 7 0 1
		居宅療養管理指導	-
		介護予防居宅療養	
		管理指導	
	,		
		介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハ	
压体外 1 上颌叶上的		ビリテーション	TF-14 0 = /=
医療法人大郷内科	ヘルパーステーシ		平成25年
クリニック	ョンゆ~じん	介護予防訪問介護	12月31
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	,	目
清水三丁目13番	清水三丁目9番8		
3 8 号	号ウイングビル2		
	階		
有限会社ねむの郷	デイサービスセン	通所介護	平成25年
北九州市小倉北区	ターゆ~じん	介護予防通所介護	12月31
清水五丁目11番	北九州市小倉北区		日
3 5 号	清水五丁目11番		
	3 5 号		
株式会社とみしげ	株式会社とみしげ	認知症共同生活介	平成25年
内装	内装グループホー	護	10月31
北九州市小倉北区	ム秋桜	介護予防認知症共	日
,	-		

上富野四丁目3番8号	北九州市小倉北区 上富野四丁目3番 8号		
北九州市小倉南区 沼緑町一丁目20 番18号 えがみクリニック	北九州市小倉南区 沼緑町一丁目20 番18号 えがみクリニック	訪問の 話問リン療管 選を でで 理を でで 理を でで でで でで でで でで でで でで でで でで で	平成26年1月14日
北九州市八幡西区 相生町9番5号 てつおうクリニック	北九州市八幡西区 相生町9番5号 てつおうクリニッ ク	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 11月30 日

北九州市告示第47号

生活保護法(平成25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により指定介護機関から変更及び休止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開設者の変更

	名称	事業所の名称	施設又は事業の種	変更年月日
			類	
変	医療法人大郷内	デイサービスセ	通所介護	平成26年
更	科クリニック	ンターあんずの	介護予防通所介護	1月1日
前		郷		
変	医療法人おおご			
更	う会			
後				
変	医療法人大郷内	デイサービスセ	通所介護	平成26年
更	科クリニック	ンターシュポー	介護予防通所介護	1月1日
前		ル		
変	医療法人おおご			
更	う会	,		
後				

2 事業所の所在地の変更

名称	所在地	施設又は事業の種	変更年月日
71 1/1	/// 11 76		及 入 干 刀 II
		類	
らいむヘルパー	変 北九州市若松	訪問介護	平成25年
ステーション	更区老松二丁目	介護予防訪問介護	1月8日
	前 5番1号		
	変北九州市若松		
	更 区大井戸町1		
	後 2番8号		
こにし歯科医院	変北九州市八幡	訪問看護	平成26年
	更東区昭和一丁	訪問リハビリテー	1月1日
	前 目2番26号	ション	
	変北九州市八幡	居宅療養管理指導	
	更 東区石坪町1	介護予防居宅療養	
	後 番 9 号	管理指導	
		介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハ	
		ビリテーション	

おおなり歯科医	変	北九州市八幡	訪問看護	平成26年
院	更	西区萩原一丁	訪問リハビリテー	1月6日
1.	前	目 1 番 5 5 -	ション	
		205号	居宅療養管理指導	
	変	北九州市八幡	介護予防居宅療養	
	更	西区萩原一丁	管理指導	
	後	目2番37号	介護予防訪問看護	
			介護予防訪問リハ	
			ビリテーション	
石橋歯科医院	変	北九州市八幡	訪問看護	平成15年
	更	西区三ケ森二	訪問リハビリテー	8月18日
	前	丁目10番3	ション	,
		号	居宅療養管理指導	
	変	北九州市八幡	介護予防居宅療養	
	更	西区三ケ森二	管理指導	
	後	丁目10番1	介護予防訪問看護	
		2 号	介護予防訪問リハ	
			ビリテーション	

3 事業所の休止

名称	所在地	施設又は事業の種	休止年月日
		類	
ケアプランヒュ	北九州市小倉南区中	居宅介護支援	平成25年
ーマン	曽根東二丁目10番		12月1日
	5 号		

北九州市公告第87号

一般競争入札により、リサイクル作業服の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月10日

する有資格業者名簿をいう。

北九州市長 北 橋 健 治

		北九州中民 北 例 陸 佰	
購入品目及び 予定数量 1 調達内容		リサイクル男子作業服上 740着 リサイクル男子作業服下 902着 リサイクル男子夏シャツ 1,008着 リサイクル女子作業服上 54着 リサイクル女子作業服下 75着 リサイクル女子夏シャツ 82着	
Į.	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり	
	契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	
	納入場所	北九州市の指示する場所	
	登録	有資格業者名簿(注1)に記載されていること。	
2 競争入札参	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。	
加資格 (次の いずれにも該 当する者であ ること。)	実績	平成23年度以降において、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績(随意契約によるものを含む。)があること。	
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
0 1944 1954	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課	
3 契約条項を 示す場所及び 期間	期間	この公告の日から平成26年3月11日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資 格確認申請書 の提出期間	この公告の日から	P成26年2月19日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受 付期間	平成26年3月3日から同月10日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後7時まで及び同月1日午前9時から午後2時まで		
6 開札の場所	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課	
及び日時	日時	平成26年3月11日午後2時10分	
	入札保証金	免除する。	
a a di messim	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか に該当する場合は、免除する。	
7 入札及び契 約に関する条 件	入札方式	入札は予定数量に1着当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1着当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
8 落札者の決 定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者する。		
	次の各号のいずれた	pに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に	こ示した競争入札参加資格のない者のした入札	
9 入札の無効	(2) 競爭参加資	資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札		
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		
10 契約の締 結	この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合 おいて、市はこの契約を締結しないことによる補償は、行わない。		
11 その他	 (1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約日本ページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加申請確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 		
	いること。 (5) この公告に	で、入札者名義のICカード(注2)を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了して に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課(電話 093-582-2017)とする。 争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項に規定	

注2 北九州市電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市公告第89号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定による 意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の 概要について縦覧に供する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)イオンタウン黒崎 北九州市八幡西区西曲里町4番1
- 2 意見者

北九州市立熊西小学校父母教師会

- 3 提出された意見の概要
 - (1) 駐車場等交通に関する意見

南側 (熊西小学校側) 出口の完全撤廃

小学校児童の下校道と対峙しており、道幅も狭く、急な発進も危惧される ため、撤廃を求める。

(2) 騒音に関する意見

荷捌きの場所の変更

小学校側が荷捌きの予定とされているため、瞬間的騒音や校舎に反射して の騒音の増大、授業中の窓の開放などのため、授業に差し障りがあると危惧 されるため、設置場所について再考願いたい。

(3) 廃棄物に関する意見

廃棄物設置場所の変更

小学校側に予定されている廃棄物集積所について、臭いが学校に到達する ことが危惧される。また、小学校の給食調理室が(仮称)イオンタウン黒崎 側にあるため、廃棄物設置場所の配置について再考願いたい。

(4) その他の意見

アミューズメントの設置予定について、小学校の前であること、昨今の校 区内の状況 (乗り捨ての自転車、公園での壁の落書き等) からも、青少年の 育成に悪影響を与えたり、たむろしやすくなるようなアミューズメントの設 置については十分に配慮願いたい。

- 4 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成26年2月10日から平成26年3月10日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

北九州市公告第90号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第2項の規定による 意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の 概要について縦覧に供する。

平成26年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス学研西店

北九州市若松区大字小敷北九州学術·研究都市北部土地区画整理事業施行地 区内170街区1·2

2 意見者

本人申出により公表しない。

- 3 提出された意見の概要
 - (1) 駐車場等交通に関する意見

出入口NO. 2にドライバーに注意を促すような標識やミラーの取り付け、一般道及び駐車場出入口道路の色を警戒色にし、下校時刻及び土日や夏休み等は警備員を配置するなどの安全対策を願いたい。

(2) 騒音に関する意見

子どもたちの「成長・育成」や地域住民の快適に暮らせる環境、周辺の地域の生活環境の悪化の防止のためにも、エンジンのかけっぱなしや空ぶかし禁止、スピード制限等の注意書き看板の設置や出入口NO. 2は20時に閉め、照明を暗くし、交通量を確実に減らすよう対策をお願いする。

(3) その他の意見

「安心・安全・快適に暮らせる、まち」にするため、周辺地域の生活環境 の悪化の防止のため、最良な対策をお願いする。

- 4 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所総務企画課
- 5 縦覧期間

平成26年2月10日から平成26年3月10日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除 く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで